

国要望（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）案

原子力規制委員会への要望事項

- 1 島根原子力発電所2号機の安全確保については、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて、原子力規制検査等において厳格に確認を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。併せて、令和6年能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 島根原子力発電所2号機の運用は、長期間の停止や施設・設備が増設されており、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化及びヒューマンエラー防止対策などについて、厳格に確認していくこと。
- 3 島根原子力発電所では、たびたび火災等の事案が発生している。原因究明と再発防止対策を厳格に確認すること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善の取組みについて、厳格に確認していくこと。
- 4 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。
- 5 中国電力が自主的に行うものも含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認するとともに、適切に実施させること。
- 6 中国電力がプルサーマルを実施するときは厳格な審査等を行うこと。また、周辺自治体の安全上の不安に応えるよう技術的な特徴や審査結果等について丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 7 原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用方法について、更なる検討を進めること。

内閣府（原子力防災）への要望事項

- 1 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起こりやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 2 令和6年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたことを踏まえ、放射線防護対策施設の新たな設置など、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講ずること。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこう

した現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 4 安定ヨウ素剤は、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 5 屋内退避については、住民の理解が得られるよう、万が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的關係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。

経済産業省への要望事項

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 2 組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運転体制を構築するよう、事業者を指導すること。
- 3 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合で、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバー攻撃については、関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じるよう指導すること。
- 4 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう交付金など相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 5 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について、原子力発電所の稼働に伴う周辺地域住民への生活、経済及び社会等に及ぼす影響に鑑み、地域の実情に十分配慮した交付額・期間とすること。
- 6 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し、水産資源等への影響を回避するよう、事業者を指導すること。また、風評被害も含め万全の対策を講じるよう政府を挙げて対応すること。
- 7 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施できるよう事業者を指導するとともに、国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 8 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 9 中国電力が島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、本県等に協議し、その専門家を交えた議論や意見を仰ぐなど、立地地域と同様の対応を行うよう、事業者を指導すること。またその際は、政府は周辺自治体の安全上の不安に応えるようプルサーマルについて丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 10 島根原子力発電所ではたびたび火災等の事案が発生している。事業者には徹底した原因究明と再発防止対策を求めること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善に一層取り組むよう、事業者を指導すること。